

## 貝取南公園野球場ご利用上の注意

平素より貝取南公園野球場をご利用いただき、誠にありがとうございます。

下記の事故が発生したことを受け、以下に記載する注意事項の遵守をご承諾いただいた上でご利用ください。

### <事故>

令和3年9月、打球がライト側のフェンスを越え、**隣接する住宅の窓ガラスに直撃、住民が受傷する**という事故が発生しました。同年3月にも打球が球技場の利用者に直撃するなど、近隣住民をはじめ、球技場を含めた公園利用者に強い不安を与えており、このままでは重大な事故やトラブルに発展する恐れもございます。

指定管理者としてこの事態を重く受け止めており、今後同様の事案が発生した場合には、貝取南公園野球場の利用制限を検討せざるを得なくなると考えております。

つきましては、この野球場が住宅密集地及び公園内にある小規模な施設である点に十分留意され、場外へボールを飛ばさぬよう、利用者全員で注意、徹底をお願いいたします。

### <注意事項>

1. ホームベースよりフェンスに近い場所でフェンスに向かってのバッティングは場外に出る危険が高いため禁止します
  2. 使用バットについては「飛距離が出る」、「打球速度が上がる」といった高機能性複合バットの使用は禁止します  
(例：ミズノ・ビヨンドマックス、ZETT・ブラックキャノン等)
  3. ボールが野球場のフェンスを越える恐れがある場合は、飛球に注意を促す人員を配置してください
  4. 万が一、ボールがフェンスを越えた場合には、ただちに全てのプレーを中止し、以下の対応を遵守してください
    - (1) ボールの捜索を行うこと
    - (2) ボールを取る際は、許可を得てから住居エリアに入ること
    - (3) ボールによる被害、影響を受けた関係者、団体に誠意をもって謝罪すること
    - (4) 人身事故や物損の有無を確認すること、事故や物損があった場合には打者及びそのチームが最後まで責任をもって対応すること
    - (5) 必ず指定管理者へ連絡し、人身事故や物損の有無、フェンス越え時の状況について、報告してください。
- ※ 上記の対応を行っていただけない団体については、施設利用の停止や不承認をする場合があります

令和3年9月10日

指定管理者 多摩市健幸スポーツパートナーズ

042-374-2313